

地域活性化包括連携に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と一般社団法人 南アルプス山守人 及び 株式会社 山守人（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲乙間で連携・協力関係を深め、マウンテンバイクによる桜峠ルート利用により山道を有効に活用して、地域活性化・環境維持を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 桜峠ルート山道（法定外公共物・赤道）の利用・管理に関すること
- (2) 自然保護に関すること
- (3) 観光振興に関すること
- (4) 安全・安心に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、別紙に定める。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の実施にあたり、知り得た秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月8日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町
市川大門 1 7 9 0 - 3
市川三郷町
市川三郷町長

乙 山梨県南アルプス市平岡 2828
一般社団法人 南アルプス山守人
代表理事

亮問弭

遠藤 浩

山梨県南アルプス市平岡 2828
株式会社 山守人
代表取締役 山間亭

亮間弭